

令和6年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業 公募要領

1. 事業の目的

我が国における熱中症による救急搬送者数は、平成22年度に急増して以来、例年5万人前後で推移し、また、熱中症による死亡者数は、平成30年以降、令和3年を除いて1,000人を超えるなど、厳しい状況が続いています。

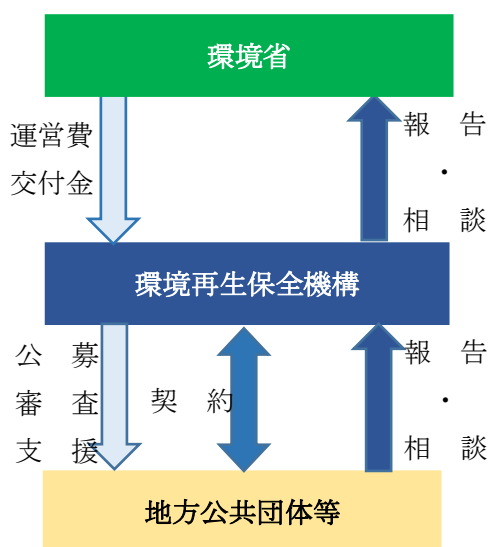
地球温暖化の影響が懸念される中、令和3年8月に公表されたIPCCの第6次評価報告書では、地球温暖化の進行に伴い、今後、「顕著な高温」の頻度・強度がますます高まっていくことが予測されており、海外では熱波の発生が頻発し、甚大な健康被害が生じています。

また、令和5年4月に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が成立し、さらに同年5月に「熱中症対策実行計画」が閣議決定されました。

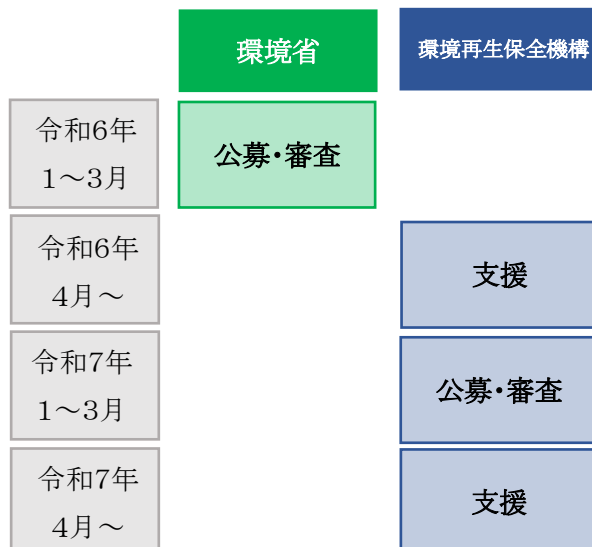
同計画では、“地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策”が柱の一つとなっており、その役割が拡大・深化し、さらに連携を密にしていく必要があります。このことから、令和6年度においても、引き続き「地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」（以下「地域モデル事業」という。）を実施し、地域におけるより先進的で具体的な熱中症対策の更なる充実、浸透と推進を図っていただく地方公共団体を公募します。

令和6年度に実施する地域モデル事業については、令和5年度内に公募、審査やそれらの発表を環境省が、令和6年度の具体的な支援等を独立行政法人環境再生保全機構が、それぞれ行います。

令和6年4月以降の体制



業務移管における流れ



なお、本公募は令和6年度予算の成立が前提となるものです。

2. 事業の概要

対 象	これから熱中症対策に取り組む地方公共団体 (及び共同実施者)	既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体 (及び共同実施者)	熱中症対策普及団体の 指定準備を行う地方公共団体 (及び共同実施者)
概 要	熱中症対策を講じる庁内連絡体制や、住民への普及啓発、広報等をこれから充実させる事業	これまでの活動をふまえ、より深い活動を展開したり、広い範囲を対象とするなど、先進的で具体的な取組としてステップアップを目指す事業	「熱中症対策普及団体」として指定すること・されることを目指し、活動を行うことに特化した事業
事 業 内 容	下記の事業内容より (1)、(2)を必須、 (3)～(6)から1つ(以上)。 (7)を含めてもよい。	下記の事業内容より (3)～(6)から2つ(以上)。 (7)を含めてもよい。	下記の事業内容より (4)を必須として、 (7)を含めてもよい。
機 構 支 援 額	上限 500 万円(税込)まで		上限 100 万円(税込)まで

※それぞれの事業に同時に応募することはできません。

※要望額の一部査定や事業実施計画書の内容の変更を条件として付す場合があります。

地方公共団体においては、令和6年度における地域モデル事業において本事業の支援を受けて試行、実施したい熱中症対策事業や取組を行っていただきます。その際、以下の項目について取り組んでいただくことを想定しています。

具体的な事業内容は、採択された地方公共団体の応募内容を踏まえて、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)と地方公共団体の担当者と協議の上、正式に決定します。

<事業内容>

- (1) 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報に係る庁内連絡体制の構築の検討
- (2) いわゆる熱中症弱者の把握など、地域の熱中症リスク評価に関すること
- (3) 高齢者を対象とした熱中症予防行動の効果的な情報発信
- (4) 熱中症対策普及団体(※1)の面的指定・連携
 - ・ “高齢者の相談窓口”である「地域包括支援センター」の面的な指定・連携
 - ・ 社会福祉協議会、ホームヘルパー事業者等の面的な指定・連携
 - ・ 市民活動をサポートする NPO 等の団体の面的な指定・連携
 - ・ その他民間企業等の法人の面的な指定・連携

(気候変動適応法における熱中症対策普及団体の指定対象は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人(社会福祉法人及び会社(予定))です。)

(5) 自律的予防行動が困難な熱中症弱者の支援

- ・ 独居高齢者等の家族又は支援者による効果的な見守り
- ・ SNS やインターネット等を利用しない高齢者等への効果的な声かけ
- ・ エアコンを設置していない独居高齢者等の支援

(6) 地域社会のセーフティネットとしての指定暑熱避難施設(※2)等の普及・拡大

- ・ 指定暑熱避難施設等の円滑な利用を促す基盤整備(導線等の地域状況を踏まえた配置、物品提供、救護体制など)
- ・ 幅広い住民等が活用できる指定暑熱避難施設等の面的な開設(土日祝日、夜間対応など)

(7) その他熱中症対策に必要なだと認められる事業

(※1) 第1回熱中症対策推進検討会(令和4年11月28日)資料6参照

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc06.pdf

(※2) 第1回熱中症対策推進検討会(令和4年11月28日)資料5参照

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc05.pdf

これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)

上記(1)～(2)のすべて及び(3)～(6)のうち1つ(以上)を含めてください。

その上で(7)を含めることができます。

既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)

上記(3)～(6)のうち2つ(以上)を含めてください。

その上で(7)を含めることができます。

熱中症対策普及団体の指定準備を行う地方公共団体(及び共同実施者)

上記(4)を必須として、(7)を含めることができます。

3. 実施期間

令和6年度における地域モデル事業の実施期間は、令和6年4月から令和6年12月末までを予定しています。

また、採択された地方公共団体による取組結果については、事業実施報告書を令和6年12月末日までに機構に提出していただくことを想定しています(詳細は採択後に御案内いたします)。

(※)当該報告書については、別途、令和7年2月頃に予定している成果報告会等において報告を行っていただく場合があります。

4. 対象

地方自治法に定める普通地方公共団体又は特別区であって、本事業終了後も熱中症対策を継続して実施する意欲のある団体を対象とします。

なお、地方公共団体単独ではなく、企業やNPO等の法人格をもつ事業者がその共同実施者となることも可能です。

5. 実施方法・費用等

(1) 実施方法

採択された地方公共団体または共同実施者は、実際の取組に必要な費用(※上限の範囲内)や支援内容について機構と契約を締結します。契約締結後、応募により提案いただいた取組内容に主体的に取り組んでいただき、その費用を機構が負担します。

(※)本事業は補助金ではありません。

(2) 対象経費

機構が負担する対象となる経費は、実際の取組や事業の実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。これに該当しない経費は対象となりません。

また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な減額査定の対象とします。

直接経費	物品費	設備品費 (※1)	備品の購入は原則認めない (備品は、取得価格が50,000円以上の物品をいう)。事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。
		消耗品費	取得価格が50,000円未満の物品。 取得価格が50,000円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は本事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は消耗品として構わない(消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、試作品等)。
	人件費 (※2)	事業に直接従事した者の人件費で、主体的に担当する者の経費(ただし、地方公共団体職員の賃金は除く)。 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用	

		<ul style="list-style-type: none"> ・他団体からの出向者の経費等 ・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に担当する者の経費 ・アルバイト、パート、派遣社員 ・事務補佐員等
	謝金 (※2)	<p>事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費(外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金、個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等)、データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等)。</p> <p>*個人に委嘱したものを想定</p>
旅費	旅費 (※2)	<p>旅費に関わる以下の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するに当たり外国・国内出張(航空運賃の場合はエコノミークラス)又は移動に係る経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ・上記以外の事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動に係る経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ・外国からの招へい経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ・赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費)等
	印刷製本費	事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費(チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代)。
	会議費	事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する費用(委員会開催費、会場借料、会議等に伴う飲食代、機材借料等)。
	通信運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等)。
	光熱水費	事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費。
	その他	

	その他諸経費	<p>上記の項目以外に、事業の実施に直接必要な経費等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用に係る経費、倉庫料、土地・建物借上料 ・施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により「旅費」に計上するものを除く)
一般管理費		<p>地域モデル事業を行うために必要な事務用品費、郵送費、印紙代等。</p> <p>「応募申請書」への記載額 もしくは 消耗品、人件費、謝金、旅費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水費、その他諸経費の合計×15%により算出された額のいずれか低い額を適用する。</p>
外注費(※3)		<p>外注に関わる以下の経費等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の外注に係る経費等
再委託費(※3) 共同実施費		<p>請負先が請負業務の一部を更に第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)。</p>

(※1)設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

(※2) 地方公共団体や共同実施者において、人件費、謝金、旅費について規程類がある場合には上表によることなくそれに従ってください。また、必要に応じてそれらの提出を求められることがあります。

(※3) 外注費と再委託費とで判断に迷う場合には、機構までご相談ください。再委託を予定している場合には、別紙「再委任等承諾申請書」を機構までご提出ください。

なお、寄附行為や贈与等はできません。

(3) 採択件数

採択件数は合計で9件程度を予定しています。『これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』、『既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』は1件あたり機構が負担する経費の上限は5,000千円(税込)、『熱中症対策普及団体の指定準備を行う地方公共団体(及び共同実施者)』は同じく1,000千円(税込)とします。

6. 応募方法

(1) 応募受付期間

令和6年1月9日(火)から令和6年2月9日(金)まで(必着)。

※最終日は、午後5時までの受付とします。

(2) 応募書類

別添の応募書類に必要事項を記入の上、メールでご応募ください(宛先は「**9. 提出及び問合せ先**」を参照)。

提出された応募書類については、本事業における採択以外の目的で使用することはありません。個人情報の取扱いについて同意の上、ご応募ください。

また、記載内容に関する確認等のために、機構から連絡先に記載された地方公共団体担当者にご連絡する場合があります。

7. 採択方法

応募の内容について有識者で構成される審査委員会において審査を行い、その結果を踏まえ、環境省で採択し、機構から応募いただいた地方公共団体担当者に対しメールか電話にてご連絡します(採択された地方公共団体については、事業の内容を含め公表を予定しています)。

採択結果に関する質問にはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

なお、採択に当たっては、審査結果や審査委員の意見等を考慮して、要望額の一部査定や事業実施計画書の内容の変更を条件として付す場合があります。

8. スケジュール

令和6年1月9日(火) 募集開始

令和6年2月9日(金) 募集締切り(午後5時まで)

令和6年2月下旬 採択(予定)

令和6年4月～ 事業の開始(予定)

9. 提出及び問合せ先

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

担当: 高田、崎枝

メール: netsu@env.go.jp

電話: 03-5521-8261

(別紙)

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

独立行政法人 環境再生保全機構

契約担当職 理事 殿

住 所

自治体・共同実施者名

代表者役職・氏名

地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第 12 条の規定に基づき承諾を求めます。

記

1. 業 務 名
2. 契 約 金 額
3. 再委任及び再々委任等を行う業務の範囲
4. 再委任及び再々委任を行う業務に係る経費
5. 再委任及び再々委任を必要とする理由
6. 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所
7. 再委任等を行う相手方を選定した理由

以上

担当者等連絡先

部 署 名

責 任 者 名

担 当 者 名

T E L

e - m a i l